



「顔」への応答を起点とする正義：
ソーシャルワーク論とレヴィナス思想の交錯

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-03-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 児島, 亜紀子 メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24729/00003069 |

「顔」への応答を起点とする正義

—ソーシャルワーク論とレヴィナス思想の交錯

児 島 亜紀子

大阪府立大学人間社会学部

要 旨

本稿は、レヴィナスの倫理を「正義論」として読み解き、レヴィナス倫理がいかにしてソーシャルワーク理論へ援用できるか、その可能性について考察するものである。レヴィナスによれば、正義には二つの審級がある。レヴィナスは、他者の呼びかけに対する応答責任を正義の第一の審級とみなし、かかる「責任としての正義」から、「法/権利としての正義」が演繹されると考える。また、レヴィナスは、第二の審級である法/権利が正義として主題化されるためには、第三者の出現が必須であるとともに、他者の顔に対する応答責任こそが倫理の起源であり、応答責任によって「法/権利としての正義」の次元が切り拓かれると説く。本稿においては、レベルの異なる上記の「正義」が、ソーシャルワークの倫理的判断において互いに補完的であることを確認した。二つの正義は、論理的に架橋不能であったとしても、実践では高次の正義を創出するために支え合っているのである。

キーワード：レヴィナス、倫理、他者、正義、ソーシャルワーク

【1】問題の所在

レヴィナス (Lévinas, E.) の主たるモチーフである「他者」、「傷つきやすさ (ヴァルネラビリティ)」、「応答責任」等の概念が、内外のソーシャルワーク倫理研究領域において言及されるようになって久しい。かかる術語はフェミニン・エシックスや、それと関連するケア論の文脈でも用いられるため、これらの語群がすべてレヴィナス由来と断じるのは早計であろう。とはいえ、これまでのところ、「傷つきやすい他者への応答」という主題をめぐって展開された幾つかのソーシャルワーク論はレヴィナスの思想から刺激を受けており、論者たちはレヴィナス思想の中核たる「顔」の倫理を、ソーシャルワーク論に援用しようと試みてきた。

レヴィナスの思想における「顔」の倫理は、人間の善性と深く関わっている。このため、レヴィナスの思想は、ソーシャルワーク論で伝統的に取り上げてきた道徳性の領域、すなわち「正義」に関わる論議とは、一見したところ関わりが薄いように思えるかもしれない。

しかしながら、レヴィナスは、前期の主著『全体性と無限』および後期の主著『存在するとは別様に (邦訳の題名は『存在の彼方に』)』を通し、つねに正義に言及し、正義へのコミットメントを表明してきた。レヴィナスによる数々の著作は、責任という人間の善について語っているが、これらは責任としての正義を論じたものでもある。とすれば、レヴィナスの思想の中核を担う「他者の単独性」や「傷つきやすさ」から正義へ登攀すること、すなわちレヴィナスが「顔」の倫理を起点とし正義に投錨しようとする方法について吟味することは、意義ある作業といえるのではあるまいか。ソーシャルワークは、近時盛んに「正義」に関する論議を展開

しており、この点に鑑みても、レヴィナスを正義論として読み解き、ソーシャルワークに寄与しうるものは何かを探り、レヴィナス倫理の新たな可能性を検討することが重要であると考えられる。

上記のような問題関心に立脚し、本稿はレヴィナスに言及したいくつかのソーシャルワーク論説を振り返るところから出発する（【2】）。それらの先行研究がレヴィナスに求めたものが何であったかを整理し、しかるのちに、レヴィナスの正義概念をできるかぎりソーシャルワーク論に引きつけながら点検することで、彼のいう二種類の「正義」とソーシャルワークとの関わりを検討する（【3】、【4】）。さらに、ソーシャルワークにおける倫理判断を参照しつつ、レヴィナスによる正義論の可能性について探る（【5】）。

【2】 ソーシャルワーク論におけるレヴィナス

【2】-1 対抗言説としてのレヴィナス倫理

レヴィナスの名がソーシャルワーク論に登場するようになったのは、この10年ほどの間のことである。英国のソーシャルワーク論に限っていえば、社会学者のバウマン (Bauman, Z.) のレヴィナス読解によって、「他者」、「道徳的な二者関係 (moral party of two)」などの概念が紹介され、またバウマンがレヴィナスの鍵概念を巧みに具体的事象に引きつけて論じた¹こともあり、ソーシャルワーク領域でのレヴィナス理解が進んだ。

バウマンがレヴィナスを援用して「ポストモダン倫理」を唱えたため、レヴィナスの名は、フーコーやマッキンタイアなど、1990年代後半から2000年代初頭にかけて英国のソーシャルワーク界で人気を博したさまざまな哲学者たちと並べられ、「新しい倫理のアプローチ」を提示した人物として知られるようになる²。しかしながら、レヴィナジアンでなくても、レヴィナスと「ポストモダン」の組み合わせには、違和感を覚える向きが多いのではあるまいか。

バウマンによれば、この組み合わせは少しも奇妙ではない。レヴィナスは自らの鍵概念である「責任」について、具体的な内容を何一つ語っておらず、ただ他者と共に生きることへの合意を要求するのみである。「責任」といっても、かかる合意以外のことは何一つ特定されないのであるから、その実現はきわめて不安定であり不確実である (Bauman 2001=2008:231)。バウマンによれば、それこそまさに「ポストモダン」的なものだ。

ポストモダン社会における不確実性は、しばしばわれわれを不安に陥れる。にもかかわらず、逆説的ではあるが、責任の不確実性は、われわれを倫理的領域へと導くものでもある (前掲:231)。他者に責任を負うべく要請されていることを知りながら、具体的内容が与えられていないがために、われわれは、さまざまな状況下でその都度、自らが責任を果たしているかどうか判断しなければならない。それは、バウマンによれば「生涯にわたって不確実性に従う」(前掲:231) ことである。逆に、他者に対して何をすべきかあらかじめ明示されているとすれば、われわれはいかなる行為が倫理的であるか、考える必要はないであろう。法や規範が確実なものであるのに対し、不確実なものに従うというのは、まさにチャレンジである。レヴィナスは、この意味で、通常の倫理学に挑戦しているのである。

ソーシャルワーク原理研究者であるハグマン (Hugman, R.) は、バウマンのレヴィナス理解を、ソーシャルワーク領域にいち早く紹介した論者の一人である。レヴィナスがハグマンによって、ソーシャルワーク領域にどのような形で紹介されたのか、いま少し見ていこう。

2000年代に入った頃、英・米・豪のソーシャルワーク学界では「ポストモダン」言説が流行していた。同時

¹ バウマンは、オランダのソーシャルワーカーに向けて発信している。『私は弟の世話役ですか?』と題するこの論考は、2001年に刊行された*The Individualized Society* (=2008, 澤井敦・菅野博史・鈴木智之訳『個人化社会』青弓社。)に収められている。

² たとえば、Hugman, R. (2005) *New approaches in Ethics for the Caring Profession*, Palgrave. をみよ。

期、グローバリゼーションと新自由主義の台頭とともに、消費者主義やマネージアリズム（managerialism）の嵐がソーシャルワーク領域を席卷し、ソーシャルワークの変質を懸念する人びとの声は徐々に高まっていた。じじつ、マネージアリズムは、ソーシャルワーク領域における心理主義的なマイクロ実践の伝統を侵し始めていたのである³。

そのような状況のもと、ハグマンは、新自由主義の台頭によってソーシャルワーク実践における専門職と利用者の関係が、単純な契約関係・交換関係と見なされるようになったと述べ、かかる新自由主義的言説に汚染されない倫理をうち立てる必要性を喚起した（Hugman 2003:12）。くわえて、ハグマンは普遍主義を基調とするモダンでリベラルなソーシャルワークも時流に合わなくなったと考えていた。彼は、本流のソーシャルワーク倫理に対する対抗軸として、（ハグマンがポストモダンのと見る）バウマン／レヴィナス倫理と、ケアの倫理を並列的に取り上げ、これらを肯定的に評価したのだった（ibid.:13）。つまり、レヴィナスは新自由主義的世界観と普遍主義的でモダンなソーシャルワーク言説のどちらにも対抗する倫理言説と見なされたということになる。

それでは、ハグマンにとって、レヴィナス思想のいかなる部分が注目に値するものだったのだろうか。彼は、バウマンが唱える「援助の無条件性」、わけても「他者のためにあること（being-for-other）」（ibid.:9）という言葉に直目した。これは、「他者への応答責任は無限であり、その責任は『私』の意思に先がけて私に憑依する」というレヴィナスの考え方を端的に表したものである。ハグマンは、以下のようなバウマンの言葉を引いている。

道徳的なスタンスを取るということは、他者に対して責任を負うことを意味している。つまり、他者の幸福（well-being）を、私が保ち、向上させるように努めることが、私に要請されているという前提に基づいて行動すること。私が好むと好まざるとにかかわらず、また私がそうふるまわず、仮にまったくそのようにしなかったとしても、また、誰か他の人びとが私自身の責任を解除したとしても、私には他者の幸福を優先するように求められている。そして、この「…ために」は、無条件である。つまり、他者が誰であるとか、彼／彼女らが私のケアを受ける価値があるとか、見返りがあるとかいうことには関係しない（ibid.:9）。

ハグマンは、「他者のためにあること」が「無条件の援助」や「非審判主義」といったソーシャルワークの原則と響き合うと考えたのである（ibid.:9）。「他者のためにあること」という考えから示唆されるのは、ソーシャルワーカーによる援助を契約という概念によっては縛りえないということであり、単に資源を公平に配分することが、ソーシャルワーカーに求められているわけではないということである（ibid.:9）。

【2】-2 表象、科学主義批判としての援用

また、エビデンス重視の「科学志向」のソーシャルワークを批判する際にも、レヴィナス倫理は援用された。たとえば、ロシター（Rossiter, A.）は、ソーシャルワークの専門知と、他者の単独性（singularity）との間に、容易に解決できない対立があると指摘している（Rossiter 2011:986-987）。すなわち、ソーシャルワークの専門知に基づいて実践上の判断をするためには、利用者がどういう状況にあるか、表象する必要が生じる。他者

³ 「ポストモダン」言説は、総じて、従来のソーシャルワークの専門知のありようを反省的にとらえることを志向していたが、ある種の「ポストモダン」理解は、新自由主義と親和的だと見なされていた。たとえば、Howe（1994）のいうポストモダンのソーシャルワークの定義などに、そのことが示されている。

の単独性を強調するレヴィナスの立場によれば、専門知に基づきクライアントを表象することは、規定された知の枠組にクライアントを当てはめる危険を冒すことでもある。知の枠組に馴染まず、明確な言葉にできないクライアントの情動は、看過されてしまうかもしれない。こうしたふるまいの結果、表象しきれない残余、すなわちクライアントの他者性は、形式化され、知に吸収されてしまう。このことを、レヴィナスは、「表象においては、思考されたものが思考の意のままになるもの、思考の尺度に見合ったものと化す。…（中略）…まさにここには、顔において表出される唯一者の唯一性でさえも、可視的で造形的な形式と見なしてそれに接近するような思考がある。」（AT:123）と述べている。ロシターは、本流のソーシャルワークに対し批判的なクリティカル・ソーシャルワークでさえも、かかる倫理問題には無頓着であったとし、レヴィナスの考え方こそがクリティカル・ソーシャルワークを倫理に赴かせるものだと評価している（ibid.:990）。

ソーシャルワーク実践における他者の表象が、〈他〉を〈同〉に包摂しようとする身振りと同一であり、他性の侵害という暴力であるという視点は、児島（2005：2007）によっても提示されている。児島は、クライアントのためと思って援助したことが逆効果になる場合、それを通常は援助者側の「パターンリズム」の問題と見なすことが多いが、むしろ「援助者がクライアントを『自分にとって理解可能な存在』として措定する」こと、すなわち「クライアントを『他者』ではなく『他我』であると前提」することが問題であると述べる（児島 2005：48）。児島は、他者の把持不能性を援助者が胸に刻みつけることによって、「理解しようと努力することが大切云々」という言葉がはじめて生きてくるのではないか（前掲：48）と指摘し、通常の科学の言語で適切に表せないような他者の本質的曖昧さをネガティブにとらえるべきではない（児島 2007：55）と述べている。

このほかに、レヴィナス倫理から「社会福祉学の原理研究」を思考しようとする試みも存する⁴。たとえば、中村はその論考において、「他者と出会う」ところには「倫理」があり、これが「福祉の原初的体験」であるが、わが国の社会福祉学はかかる体験の意味を十分に理解できていないと述べる（中村 2008：123）。中村は、社会福祉における倫理を原理的な水準でとらえるには、「人間の在り方という水準で倫理について思考」（前掲：124）する必要があるとし、これらの課題に取り組むにあたり、レヴィナス倫理の導入が有益であるとする。

また、援助原理領域では、児島（2004a；2004b）が、援助関係論を素材とし、レヴィナスによる「自－他の非対称性」および「主体概念」と、ソーシャルワークの援助関係論における「資源及び権力の保有状況に基づく非対称性」および「主体的であることを期待される主体像」とを突き合わせて検討している。

以上の所説から見えてくるのは、レヴィナスは既存のソーシャルワーク（ないしわが国の「社会福祉学」）言説や支配的なイデオロギーに対する対抗言説として援用されてきたということである。しかしながら、これまでのところ、レヴィナスを「正義」の言説として読み、さらにソーシャルワーク倫理に引きつけて解釈するという試みはほとんどなされていない。冒頭でも述べたように、レヴィナスは、一貫して「正義」に関心を抱き続けた哲学者である。レヴィナスの正義論は、後述する「顔」の倫理を起点とし、個別的なもの、特殊なもの、優位性を説きながら、ある地点から一般的なもの、普遍的なものに跳躍するという特徴をもつ。換言すれば、倫理から道徳性への、もしくは善から正義への跳躍である。レヴィナスは、出自の異なる二つの原理、すなわち「顔」の倫理と正義／法・権利を、一貫した論理体系のもとに連結させようと企てているのである⁵。

以下では、レヴィナスのいう「顔」の倫理と正義概念に焦点を絞り、正義に関するレヴィナスの思想が、ソーシャルワークにいかなる果実をもたらしうるか、その可能性について検討していく。

⁴ 中村剛（2008）『福祉哲学の構想』を参照。

⁵ このことに関し、中村は、先に挙げた論説の終わり近くで、レヴィナスに倣い、顔の倫理から法／権利を演繹することが可能であると述べている。しかしながら、中村は、レヴィナスのいう倫理から正義までの道筋や、演繹の妥当性について、少なくともレヴィナスに即した検討を行ってはいない。

【3】レヴィナス倫理における正義をめぐって

【3】-1 正義の二つの審級

レヴィナスは、主著『全体性と無限』、『存在するとは別の仕方（邦訳の題名は『存在の彼方へ』）』を通して、正義に何度も言及している。ビュグヒュラーヴ（Burggrave, R.）との対談においてレヴィナス自身が語ったところによれば、『全体性と無限』における正義は、二つの審級から成り立っているという（Lévinas 1997=2003:56）。まず、責任ないし慈悲（miséricorde）という次元がある。この審級における正義は、他人との関係において「私」が責任を負うことである。換言すれば、それは、他者の苦しみを「私」がともに苦しむという、受苦の関係における正義、「私」と他者という対面的な二者関係のもとに成立する正義である。本稿では、便宜上、この次元の正義を〈正義 a〉と呼ぶことにする。ついで、この閉じた二者関係に別の他者が現れることによって生じる正義、すなわち第三者の出現と共に立ち上がる正義の審級がある。この正義は、普遍的な法／権利にかかわるものとみてよい。本稿では、この次元の正義を〈正義 b〉と措く。

レヴィナスの理説は、これら異なった二種類の正義を架橋させ、連続したものとしてとらえるところにその特質がある。〈正義 a〉は、自己と他者の非対称性、他者の計測不可能性、他者の単独性への関心によって特徴づけられる。一方、〈正義 b〉は、自己と他者の対称性、他者の計測の必要性、複数の他者たちという普遍性への関心によって特徴づけられる。両者の関係は、〈正義 a〉が基底的であって、〈正義 b〉は〈正義 a〉から生じるとされる。レヴィナスは、〈正義 b〉を「慈愛から生まれた正義」（Lévinas 1997=2003:59）と称している。以上のことを念頭に、それぞれの正義の内実と、その連関とをやや詳しく見ていこう。

【3】-2 「顔」の倫理としての〈正義 a〉

まず、〈正義 a〉について検討する。他者との関係、すなわち責任あるいは慈悲が正義であるとは、いかなる意味だろうか。レヴィナスにおいて、責任と正義は、どのように関連づけられているのだろうか。かかる考察を行うには、「顔」「他者」「責任」「暴力」といったレヴィナスの鍵概念を確認しておく必要がある。

まず、「顔」であるが、これは「他者」の傷つきやすさを象徴するものである。

この「顔」は裸で晒された同一者である。…（中略）…頼みの綱もなく、安全性もなく、弱さと「死ぬということ」ゆえに私の眼差しに曝されたこの他者の顔は、私に、「汝、殺すなかれ」と命令する顔でもある（AT:109）。

レヴィナスは、「私」（自己）が他者を見いだすのに先立ち、他者の側が「私」に呼びかけると考えた。「私」の意思とは無関係に召喚された「私」は、他者の「顔」に射貫かれ、応答を迫られる。傷つきやすい他者を救うのか、それとも見殺しにするのかという問いかけに、「私」は一人対峙しなければならない。

もちろん、現実には「私」が他者を見殺しにすることはあり得る。たとえば、「『私』は自分がいじめられたくないがゆえに、心ならずもいじめの傍観者になっている」という場面を想定してみよう。こうした場合、「私」は傍観者である自分を「やむをえない」「自分がいじめられないためには、こうするより仕方ないのだ」と正当化しきれぬだろうか。自分は直接いじめに加わっていないが、安全な場所で学友の苦しみを黙認していることに対し、「自分が不正を見過ごしているのは、卑怯ではないのか」という苦い思いが残らないだろうか。ではなぜ「私」は他者を見捨てたことに対し、苦い思いや疚しさを抱くのだろう。レヴィナスの考えを敷衍するならば、それは「私」が他者に「顔」を感じたからだということになる⁶。

「顔」を感じた「私」が一念発起し、いじめっ子らに立ち向かい、即座にいじめをやめるよう彼／彼女らを

説得したとする。その結果、これまでいじめを受けていた学友はいじめのターゲットから外れ、代わりに「私」が新たないじめの対象になってしまったとしよう。他者たる学友に「顔」を感じ、「顔」に応答した結果、「私」にとっては苦痛きわまりない事態が生じたことになる。「私」はこれで学友に対する責任を果たしたことになるのだろうか。またもレヴィナスを敷衍するならば、「私」は学友の身代わりになることによって、「顔」の呼びかけに対する応答責任を負ったことになる。「私」はひとまず正義をなしたのである。

しかし、「私」は、他の学友にも自分と同じように勇気をもっていじめをなくすよう行動せよと要請することはできない。理不尽なことのようにであるが、レヴィナスによれば、他者に対する責任を負っているのは、「われわれ」ではなく、この「私」ひとりだからである。他の学友がいじめを受けている他者に顔を感じるか、いじめを受けている他者に対し具体的にどうふるまうかは、あくまでその学友の問題であるとレヴィナスはいう⁷。

「他人に対する責任は、問いに先立つ猶予なき直接性であり、まさに近さである」（AE:357）とレヴィナスが述べるように、他者への責任は、他者に会ってしまった「私」だけが先がけて担うものなのである。レヴィナス思想の核心は、「他人が虐げられている者であるのに対して、この私は責務を負うた者でしかない」（DMT:245）という言葉に端的に表出されているといえるだろう。

次にソーシャルワーク実践に引きつけて考えてみよう。ワーカーとしての「私」は、実践の場で他者の苦しみに出会うだろう。クライアントが被ってきた暴力や虐待、貧困や病い、障害、いわれなき差別などに直面して、「私」は無力感に苛まれるかもしれない。クライアントの呼びかけに応えること、それは、傷つきやすい他者の苦しみを「私」が苦しむことである。換言すれば、このことが責任／善による正義の実現——少なくとも正義の実現に向けられたなにがしかの営み——である。ただし、その善は、他人の苦しみを贖って余りあるような画期的な仕方でもたらされるものではなく、贖いえない苦しみに寄り添うことで、他人への責任を思い起こさせる微かな兆しにすぎない（村上 2011:123）。ささやかな善の発露が、「私」をもってして、病み人・寡婦・^{びと}受苦しむ者たちに寄り添わせる。「顔」の訪れは、「私」と他者とのコミュニケーションが生まれることであり、その関係は「暴力なき関係」である。レヴィナスはこうもいう。

顔における〈他人〉の現前化は非暴力の典型である。なぜなら、この現前化は、私の自由を傷つける代わりに私の自由を喚起せしめ、それによって私の自由を創設するからである。〈他人〉の現前化は非暴力であるが、にもかかわらず〈自同者〉と〈他人〉の多元性を維持する。〈他人〉の現前化は平和である（TI:308）。

ソーシャルワーカーがしばしばレヴィナスに魅了されるのは、なにゆえであろう？理由はいくつか考えられるが、レヴィナスの思想には、哲学の素人にも明確に伝わるメッセージがあるためではないかと思われる。そのメッセージが盛り込まれているのが、〈正義 a〉の審級ではないだろうか。

筆者は、かかるメッセージを、次のようなものと受け止める。すなわち、傷つきやすい他者の呼びかけに応えることは、他者とのコミュニケーションを解錠することにほかならないのだと。「私」が担う負荷は重く、

⁶ 「『顔』を感じる」ないし「『顔』を感じさせる」という表現は、佐藤（2000）によるものである。筆者も、「顔」の現れを示すには、この表現が適切と思うため、本稿では佐藤の表現に倣うこととした。

⁷ レヴィナス主義的な倫理は、功利主義的観点からすると、正義にかなっているとはいいたくないものである。いじめの例からも分かるように、「私」の介入によって学友はいじめから免れることができたかもしれない。しかし、これは「私」が「いじめられていた学友」の位置に取って代わっただけであり、いじめの被害者が減少したわけではない。

「私」の応答は弱々しい。弱々しい応答であるものの、それはささやかな善の発露である。「なぜ人を助けるのか」という問いに根拠はないのである。バウマンも指摘するように、倫理の不確実性、援助の無条件や無根拠は、ソーシャルワーク実践を心許ないものとするが、この心許なさは両義的でもある（Bauman 2001=2008:113）。不確実性と心許なさは倫理の領域に固有のものだ。そして、ソーシャルワークが本領を発揮するのもまた、倫理的な領域においてである。

いま少しレヴィナスをソーシャルワークに引きつけて考えてみよう。責任が無限だというのは、ワーカーである「私」が、クライアントを支援する際、「これでもう十分だ」ということはない、という事態を指している。ワーカーである「私」は、つねに「もっと別のやり方があったのではないか」と実践を内省する。時には、自分の気づきが不十分であったことや、他の専門職との連携が充分に取れなかったがゆえにクライアントのニーズに応じきれなかったことなどを、苦い気持ちで思い出すかもしれない。クライアントへの責任は、「私」が実践家として経験を積み、力量を増せば軽減されるというものではない。実践家として向上すればするほど、「もっとできることがあったのではないか」「ここをこうすればもっとよい支援ができたのではないか」と、良心の疼きを覚えることが多くなる⁸。ワーカーである「私」が無限責任を負うとは、まさにそうした振り返りによって、クライアントのよりよき生に心を砕き続けることを指す。かかる実践の振り返り、絶えざる実践の見直しというその点において、ソーシャルワーカーは〈正義a〉に深く関わっているのである。

【3】-3 法／権利としての〈正義b〉

レヴィナスは、他者とは異なるもう一人の他者、すなわち第三者の出現という経験的事実にも目を向けている。レヴィナスによれば、第三者の出現によって「正義をもって私は何をしなければならないのか」という問いが誕生するとされる（AE:358）。ここにいう正義は、法や権利とほぼ互換的である。第三者の出現について、『全体性と無限』におけるレヴィナスの語り口はやや曖昧であった。

貧者、異邦人は私と同等の者として現前する。貧窮を本性とするにもかかわらず貧者、異邦人が私と同等の者であるのは、彼が第三者と関わっているからである。このように、第三者は貧者、異邦人としての〈他者〉と私の出会いの場に居合わせる。貧者、異邦人としての〈他者〉は、自分が悲惨の只中にも関わらず、すでにして第三者に仕えているのだ（TI:324）。

これが後期の名著『存在の彼方へ』になると、より明確かつ先鋭的に「顔」の要求が語られ、それとともに第三者出現による〈正義b〉が主題化し、前景に躍り出るようになる。それまでのレヴィナスは、もっぱら他者の呼びかけと「私」の応答責任という閉じられた二者関係における前-経験的な事態について語っていた。しかし、レヴィナスが他者の他者ともいべき第三者の介入を俎上に載せたことにより、論議の舞台は経験的領域へと移り、いわゆる規範や法／権利を指す〈正義b〉が論じられることとなる。レヴィナスは次のように述べる。

第三者の介入、それは意識という事態そのもの、存在への集約という事態そのものであると同時に、存在内で存在が一時中断されて可能性と化す機会、不在を現前のうちにくり込む記憶ならびに概念の抽象化へ

⁸ 同様の視点にたつものとして、佐藤（2000）を参照。佐藤は、「私が他者以上の責任を負う」ということ具体例を、聖書の事例を挙げて考察している（佐藤2000：16-18）。

と開かれた存在することの有限性、存在からの可能性への還元、諸可能事の算定でもある（AE:358）。

第三者とは隣人とは異なるもの、いま一人の隣人、他者にとっての他者である。レヴィナスの原則では、「私」は閉じられた関係の中で、対面するただ一人の他者に従うよう要請されていた。「私」が、唯一の他者に対して責任を負うだけだとすれば、極端な話、「私」はすべてを擲って他者にこの身を捧げればよい。しかしながら、もうひとりの他者が現れるとなると、事情が違ってくる。私は別の他者に対し、責任を全面的に負うことができない。私は、すでに最初に出会った他者に対して責任を負ってしまっているからである。かかる事態に対し、レヴィナスはそれまでとは別の原則を持ち出す。

私と、私に「顔」を感じさせる他者との関係は、どこまでも非対称であった。すなわち、その関係は、一方的に呼びかける傷つきやすい他者と、一方的に責任を負う「私」によって担われていた。レヴィナスは、第三者の出現という事態が、非対称原則を破ると考える。第三者の介入によって、「私」と複数の他者「たち」の関係が新しく生じ、われわれは横並びの関係、つまり対称関係に転じるのである。第三者の出現、それはレヴィナスによれば、「比較しえないものの比較」（AE:358）、「意識という事態そのもの」が生じることでもある。それまで表象が禁じられ、比較も計測も不能な単独性をもつはずだった「他者」は、比較可能な者であるとともに計測可能な者と化する。

それでは、「第三者の介入」とは、具体的にどのような状況を指すのだろうか。

複数の子どもを連れて夫の暴力から逃れてきた女性を、婦人保護施設のソーシャルワーカーが一時保護した場合を考えてみる。その女性が、同伴児童の一人を虐待していることがわかったとしよう。ワーカーは女性、被虐待児、その他の同伴児童に対し、どのように働きかけるべきだろうか。

このように、向き合うべき他者が複数いる場合、誰のニーズをどのように汲み取るのかが課題となる。ワーカーにとっては馴染みのある状況であろう。ワーカーがDV被害女性のみを気遣い、その同伴児童に配慮しないというのはいかにも不適切である。呼びかけてくる他者、私に「顔」を感じさせる他者は複数いるのである。ワーカーである「私」は、他者たちのニーズを調停する必要に迫られる。時に相反する当事者たちのニーズに、いかに応じるかに指針を与えるものが、規範であり法／権利でもある〈正義b〉である。これまでの〈正義a〉が「私」と他者との関係であったのに比べ、〈正義b〉は、私とすべての他者を含む社会との関係である（Lévinas 1997=2003:29）。

ワーカーである「私」は、それぞれのニーズを把握するために、DV被害女性とその同伴児童のおかれた状況や背景について聞き取り、対話しつつ考える。その際、「私」は彼女らの状況を、ソーシャルワークの知の力を借りて解釈するだろう。「私」は「顔」を感じつつも、彼女らを表象する必要に迫られるのである。しかし、表象とは暴力的な行為ではなかったか。レヴィナスによれば、「私」による認識や表象は、依然として〈同〉による「他なるものの吸収」（AE:358）である。だが、それよりも第三者の出現によって複数の「顔」が発する声高な正義の要請の方が勝るのである。第三者の出現により、レヴィナスがそれまで強固に退けてきた表象が萌芽し、項同士の関係づけや判断が可能となる。レヴィナスいうところの「正義の秩序」（AE:360）が生起するのである。

レヴィナスは、〈正義b〉が「最初の暴力」をもたらすとさえいう（Lévinas 1997=2003:58）。なぜなら、複数の他者たちからなる社会を成立させるためには、「分割しなければならず、共有しなければならず、AがBに何をしているか、BがAに何をしているかを知らねばならない」（Lévinas 1997=2003:59）からである。レヴィナスは、「私が他人の身代わりになることを緩和すると共に、この身代わりに尺度をあてがい、自己を計量に送り返す」（AE:360）とも述べる。対称関係にある複数の他者たちの間で、普遍主義的な〈正義b〉を実現さ

せるために、優先順位が必要となるのである。このため、レヴィナスは〈正義b〉を「慈愛から生まれた暴力」と表現する（Lévinas 1997=2003:59）⁹。

近さの様態たる意味から帰結したものである限り、正義、社会は、そうしてまた両者が要請する真理もまた、非人称的な全体を統御する「人間的諸力」の匿名の法とみなされてはならない（AE:365）。

レヴィナスはこのように、〈正義b〉が〈正義a〉を起点とする以上、他者への配慮を欠いたものであってはいけないと強調する。ここで注目すべきは、レヴィナスが、つねによき正義、既存の正義を越えるよりよき正義を創出することの必要性を述べている点である（Lévinas 1997=2003:59）。よりよき正義を創出することは、選ばれた者としての「私」の役割でもあるのだ。

以上見てきたように、レヴィナスは、認識以前の世界から認識後の世界、二者関係から社会へと視点を移し、それを「顔」の要請という〈正義a〉に還元することで、個別と普遍を易々と架橋していた。はたして、レヴィナスのいうように、「顔」の呼びかけと応答責任（という〈正義a〉）から、比較計量する正義である〈正義b〉を演繹することは原理的に可能なのだろうか。

【4】二つの正義をブリッジすること

以下の節では、①「顔」の倫理、すなわち〈正義a〉から〈正義b〉を演繹すること、②個別なもの（〈正義a〉）と普遍的なもの（〈正義b〉）を論理的に架橋すること、の二つの側面からレヴィナスの主張の妥当性を吟味する。

まず①に関しては、佐藤（2000）による有力な批判が存する。

「私」にとっては、「私」に「顔」を感じさせていたひとりの他者への責任を果たすことだけが重要である（レヴィナスの原則はそのように告げている）。佐藤によれば、「顔」を感じさせる他者と、「私」の眼前にいないため、「私」が「顔」を感じるかどうかはわからない他者たちとを同列に扱う必要はない（佐藤 2000：206）。たしかに、〈正義a〉が正義の起点であるなら、「私」は「顔」を感じた他者だけに責任を負えばいいことになる。先のDV被害女性の例でいうならば、「私」は被害女性と彼女が連れてきた子どもたちに対して責任を負うが、彼女に暴力をふるう夫や、会ったことのない彼女の友人たちには責任を負う必要がない。そのように、「私」が関わるのはせいぜい眼前にいる何人かの他者だけで、見たこともない他者一般にまで正義を拡張する必然性はないということになる。そのように見ていくと、佐藤が指摘するように、「私」が「顔」の要請によって〈正義b〉を採用するということは、必然的論議として成立しにくいように思われてくる。もっとも、レヴィナスは「そもそもの初めから、他人たちは一挙に私と関わる」「正義は、意味の意味することから、他人のために身代わりになる一者から、意味から生まれる」（AE:361）と述べ、〈正義a〉が〈正義b〉の起点であることを繰り返し強調している。しかし、「私」が不特定多数の他者たちに「顔」を感じるか、また他者たちが互いに「顔」を感じるかどうかは、曖昧なままである。この点が解き明かされない以上、レヴィナスが主張する〈正義b〉を〈正義a〉に還元するという構想が成功しているとはいいがたいのではないだろうか。しかしながら、もし〈正義a〉からの演繹にこだわらないとするなら、「私」に「顔」を感じさせる具体的な他者から、規範

⁹ レヴィナスは「これは慈悲から生まれた正義であり、この瞬間以降、慈悲が抹消されてしまうということでは全くない」（Levinas 1997=2003:59）と述べ、普遍性を求める〈正義b〉の起点が、他者への憐れみ、「私」が他者の身代わりになることを要請する〈正義a〉にあることを強調するのを決して忘れない。

としての正義（〈正義b〉）に登攀することが可能かもしれない。

次に、②の検討課題に移ろう。個別なもの（「顔」の倫理すなわち〈正義a〉）と普遍的なもの（規範、法／権利すなわち〈正義b〉）とは論理的に架橋できるだろうか。

この点に関し、岩田（1994）の見解は否定的である。岩田によれば、レヴィナスの世界では、自己と他者との間には乗り越えがたい断絶があるのに加え、間人格関係の非対称性が生み出した本質的な地平の歪みが存在するため、平等も公平も意味をなさないとされる（岩田 1994：240）。岩田は、もしレヴィナスが「自己を問題の圏外に置」くのならばともかく、「一人の私と一人の他者との関係」にレヴィナスの関心が注がれている以上、「かけがえのなさ」と「普遍」を「連結する楔」を見いだすことはできないという（前掲：240-241）。

一方、佐藤は「顔」と正義を切り離すことで、正義が無反省な抑圧のシステムに変性する可能性があることを危惧する。佐藤は、「顔」から正義が一義的に導出されるとの見解には疑義を呈するものの、「顔」が機能する新たな場所があるのではないかと考える。そこで佐藤は、「私」が複数の「顔」の要求のすべてを生かし切れないことで感じる「良心の痛み」に着目する（佐藤 2000：217）。「良心の痛み」があるからこそ、「私」は現行の規範を見直し、現行のままでは救われない人びとに思いを馳せつつ、さらにより規範に改善することができないか、心を配ることになるのである（前掲：217）。つまり、佐藤によれば、第三者の出現による正義を〈正義a〉から演繹することに拘泥せずとも、「顔から現行の規範の絶えざる見直し」（前掲：218）はその都度行われると考えることが可能となる。前述したように、レヴィナスもまた、よき正義——既存の正義を越えるよりよき正義——を創出することの必要性を、ビュルグヒュラーヴとの対談において主張していた。レヴィナスが語るところによれば、「その正義が完全ではなく、再生する正義の問題がつねに存在し、絶えずよりよき正義の探求がなされているような国家」（Lévinas 1997=2003:61）こそが自由な国家である。そのような国家で、一人ひとりの市民は「義人」として正しい政治の行い（〈正義b〉）を問い直すことになる。レヴィナスの文脈では、こうした正義の問い直しが行われるために、第三者の存在がどうしても必要であった。

佐藤は、これに対し、「眼前の他者ただ一人の場合でも、正義は必要になる」と結論づける（佐藤 2000：230）。佐藤は、「他者に真に尽くし彼を幸福にするためには何をすればいいかを考えたり、そのため他者の事情を対象化して詳しく知る必要がある。ここから『正義』の他者対象化、考量への道が開けてくる」と述べる（前掲：230）。つまり、〈正義b〉を構想するにあたって必ずしも第三者が介入する必要はないというのである。

この点についてわれわれはどのように考えるべきだろうか。「私」が「顔」の要請に応えようとする際、具体的に「私」が何をなすかということはその都度私の判断に委ねられている。しかし、レヴィナスのこのような閉じられた関係の中で「私」が「顔」の要請に応える場合、具体的な他者の背景や状況、ことにジェンダーや階層といった社会的な文脈を勘案するところまで「私」の気遣いが及ぶかどうかは疑問である。「顔」の苦悩にはそうした社会的な不正に由来する部分があるかもしれない。しかし、「私」にそれを感じさせるには、少なくとももう一人の他者である第三者が介在することが必要なのではないか。〈正義b〉の次元を考えるには、ただ一人の他者だけでは不十分であるように思われる。筆者も「顔」への正義の一元化というレヴィナスの主張には疑問を抱く。しかしながら佐藤の主張のように、〈正義b〉を考えるにあたって第三者は不要だとまではいえないと考える。

ここで、個別と普遍の統合・架橋という問題設定が、近時ソーシャルワーク領域でも話題にのぼった議論——「ケアの倫理」と「正義の倫理」は両立できるかという問い——と相似形であることに気づかれた読者もいることだろう。この問いをめぐるソーシャルワーク領域の議論の動向に関しては、ある程度整理がなされているため¹⁰、ここでは、「ケアの倫理」と「正義の倫理」が統合可能かという論点に絞って言及する。

齋藤（2003）は、ケアの倫理と正義の倫理の統合については、前者が善、後者が正義（正しさ）という異なる

る出自をもつ原理であるがゆえに、統合が困難であるという立場を紹介している（齋藤2003：201）。また、これに対して、ケアと正義という両者の倫理のアポリアを踏まえつつ、アポリアとしてのケアを積極的にとらえ、両者を相互補完的にとらえる立場も存する（齋藤2003；Orme 2002）。統合不能論者が——前述した岩田のように——ケアと正義、それぞれの倫理の次元の違いを強調し、統合が「原理的に不可能」であると述べるのに対し、統合論者は、ケアの倫理が前提してきた近代的人間観の修正を求め、「個々の生身の人間」を尊重する包括的な視点に立つことの必要性を強調する（中村 2001:103）。なお、この「統合」という概念を越えようと、ケアを地として正義を図とするような新たな道德像のイメージが、「編み合わせ」（enmeshment）という比喩によって提示されることもある（品川 2007：228-229）。

以上、〈正義 a〉と〈正義 b〉の架橋という問題設定と同様の関心に立脚する、「ケアの倫理」と「正義の倫理」の統合について見てきた。筆者は、〈正義 a〉と〈正義 b〉は質的に異なっており、この2つは、原理的に統合できないと考える。しかし、〈正義 a〉と〈正義 b〉が統合できなかったとしても、経験的事態においては、さしたる問題ではないともいえる。齋藤も述べるごとく、上述した①と②の企てのいずれもが論理的に挫折しても、実際には、ケアと正義、個別と普遍、〈正義 a〉と〈正義 b〉は、価値判断の場面でともに考慮されているためである。

【5】二つの正義と、ソーシャルワークにおける倫理判断

上述したように、個別と普遍の架橋ないし統合が原理的に困難であっても、ソーシャルワーク実践のような経験的事態においては、二つの次元はつねに考慮されている。この点につき、最後の節ではバンクスの所説を参照し、二つの正義がどのように折り合わされているかを確認していきたい。

以下の項目は、バンクス（Banks, S.）がソーシャルワークにおける倫理的判断の本質を述べた部分（Banks 2006:155-156）を、筆者が要約し、整理し直したものである。バンクスによれば、ソーシャルワークにおける倫理的判断には、次のような特色があるとされる。

①ソーシャルワークにおける倫理的判断は、人びとの幸福の向上やニーズ充足といった、人間の福祉（human welfare）に関する事柄である。人間のニーズは、その時々¹⁰の社会状況等によって変化するが、ニーズが特称的なものであるからといって、それが普遍的な価値を有さないということではない。

②ソーシャルワークにおける倫理的判断は、具体的な行動を伴う。これは、判断が規範的なものであることを意味する。たとえば、ソーシャルワーカーは、クライアント／利用者の意思に反して本人のことを決めるべきではなく、クライアントとはもちろんのこと、その家族や隣人、他の専門職者たちと、クライアントの抱える問題について話し合うべきである。

③ソーシャルワークにおける倫理的判断は、人びとが巻き込まれている特殊な関係性や責任を含む、ある特殊な状況下における文脈を考慮したものである。

④上記③で述べたように、倫理的判断は、クライアントがおかれた状況を特殊なもの¹¹と見、その個別性を最大限配慮するが、にもかかわらず、その判断は一般性（普遍性）を有するものでなければならない。ワーカーのなした倫理的判断は、似た状況にある他の事例にも適応可能な整合性をもつものでなければならない。

⑤ソーシャルワーカーがなした倫理的判断が正当性をもつかどうか¹²が、絶えず問われねばならない。クライアントのおかれた特殊な状況を勘案してなされた判断は、一般的な倫理原則を参照し、テストされる必要がある。

¹⁰ 児島（2010；2011）による一連の整理を参照のこと。

以上の項目を、〈正義a〉と〈正義b〉という側面からとらえてみよう。これらの項目から、ソーシャルワーク実践が、ワーカーによってその都度行われる「倫理的判断」に依っていることがわかる。ソーシャルワーク実践は、クライアント／利用者のニーズに応じることから出発する。一人ひとりのニーズは個別性があり、ニーズの価値は普遍的である（ニーズそのものが普遍的なものではない）ことが①において述べられ、クライアントの個別性、特殊性への配慮が③で強調されている。このことはソーシャルワークが〈正義a〉を起点とした実践であることを証立しているといえないだろうか。

また、②では、ソーシャルワーク実践における〈正義a〉と〈正義b〉いずれもが、規範的な性格をもつことが示されている。ソーシャルワーク実践において「顔」の要請に応えることとは、クライアント／利用者を迎え入れ、その声を聞き取り、彼ら／彼女らのニーズを充足し、苦しみをともに苦しむことである。この営みが「無限責任」である以上、ソーシャルワーカーは自らが責任を果たしているかについて、絶えざる振り返りを行い、実践の正当性を問い直すことになる。他者に対して責任を果たすとは、規範的な行為にほかならない。くわえて、クライアント／利用者の抱える困難を把握し、かかる困難を惹起せしめる要因を探るにあたっては、当該問題の背景にある社会的な抑圧や差別などの不正に対してソーシャルワーカーが敏感でなければならない。困難を生じさせる社会的要因を発見するソーシャルワーカーの視点は、〈正義b〉を実現させるために必要な視点でもあろう。

④、⑤では、〈正義a〉に基づいてなされた判断が、〈正義b〉に照らしてもなお妥当性を有するかどうかを試されることが示されている。これは、〈正義a〉から〈正義b〉を演繹することではなく、〈正義a〉と〈正義b〉が相互に補完的であることを表すものである。〈正義a〉と〈正義b〉が、論理的に架橋できなかつたとしても、ソーシャルワーク実践における両者は、「よりよい正義」を創り出すために支え合っているのである。

【6】結びにかえて

本稿において、レヴィナスの思想における二つの異なった「正義」について検討した。その結果、「顔」の倫理たる〈正義a〉の審級と、規範であり法／権利である〈正義b〉の審級との連結は、論理的には困難であるものの、ソーシャルワーク実践という経験的事態において、この両者は共存し補完しあっている。また、バンクスの「倫理的判断」の整理と、レヴィナスの考えを突き合わせることによって、「顔」の倫理たる〈正義a〉が、ソーシャルワーク実践の起点にあることを確認することができた。

レヴィナスがその著作で述べていたような、絶えざる正義の問い直しは、ソーシャルワークの倫理的判断の場面においても要請される。かかる問い直しは、レヴィナスの述べるように〈正義b〉の次元のみにとどまらないと思われる。ソーシャルワーク実践において、クライアントの「顔」の要請に対し、この「私」は具体的にどのように応えるべきかという「無限責任」をめぐる問題においても、ワーカーによる〈正義a〉の絶えざる問い直しが不可欠である。ソーシャルワーク実践は、〈正義a〉に基づいた判断を〈正義b〉がテストし（その逆もまた然りである）、〈正義a〉と〈正義b〉とをともに参照することによって、その都度新しい正義を創出する領域である。本稿では、レヴィナスの倫理を点検し、修正する作業を経て、「二種類の異なった正義を参照しつつ、新たな正義をつねに創出すること」および「ソーシャルワークにおける倫理判断の起点として『顔』の倫理があること」の二つをソーシャルワーク実践に対する有益な示唆として取り出しえた。かかる「新たな正義の創出」が具体的に何を意味しているか、その内容のさらなる検討については、別稿の課題としたい。

略記号

レヴィナスの著作については、略記号を用いた。なお本文中の引用頁は、邦訳によるものである。

TI *Totalite et Infini*
DMT *Dieu, la Mort et le Tems*
AE *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*
AT *Altérité et Transcendance*

文 献

- Banks, S. (2006) *Ethics and Values in Social work*, 3rd ed, Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Bauman, Z. (2001) *The Individualized Society*, Policy press. (=2008, 澤井敦・菅野博史・鈴木智之訳『個人化社会』青弓社。)
- Hugman, R. (2003) "Professional Ethics in Social work: Living in Legacy", *Australian Social Work* 56, 1, pp.5-15.
- (2005) *New approaches in Ethics for the Caring Profession*, Palgrave.
- Howe, D. (1994) "Modernity, Postmodernity and Social Work", *British Journal of Social Work*, 24, pp.513-532.
- 岩田靖夫 (1994) 『倫理の復権』岩波書店。
- 児島亜紀子 (2004a) 「認識に先立つ召喚 —レヴィナスから援助原理へ」『社会問題研究』53, 2, pp.1-26.
- (2004b) 「『他者の一ために一死ぬこと』あるいは苛烈なる原理 —レヴィナスから援助原理へ、ふたたび」『社会問題研究』53, 2, pp.95-116.
- (2005) 「社会福祉学における主体をめぐる言説とその批判 —レヴィナスの他者概念から」『社会問題研究』55, 1, pp.37-51.
- (2007) 「主体性と他者性 —他者に向けて開かれた援助のありようを探って」『社会問題研究』57, 1, 35-60.
- (2010) 「ソーシャルワーク倫理におけるオルタナティブ —2大規範から文脈、関係、他者に基礎づけられた倫理へ」『社会問題研究』第59巻、pp.7-19。
- (2011) 「ソーシャルワークとケアの倫理: その受容と理論的課題」『社会問題研究』第60巻、pp.1-13。
- Lévinas, E. (1961) *Totalite et Infini*, Martinus Nijhoff. (=1989, 合田正人訳『全体性と無限』国文社。)
- (1978) *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, Martinus Nijhoff. (=1999, 合田正人訳『存在の彼方へ』講談社学術文庫。)
- (1993) *Dieu, la Mort et le Tems*, 1975-1976 Éditions Grasset & Fasquelle. (=1994, 合田正人訳『神・死・時間』法政大学出版局。)
- (1995) *Altérité et Transcendance*, Éditions Fata Morgana. (=2001, 合田正人・松丸和弘訳『他性と超越』法政大学出版局。)
- (1997) (Buggraeve, R. (ed.)) *E. Lévinas et la Socialité de L'argent*, Peeters Publishers. (=2003, 合田正人・三浦直希訳『貨幣の哲学』法政大学出版局。)
- 村上暁子 (2011) 「レヴィナスにおける祈りの意味」『エティカ』4, 123, pp.107-134。
- 中村直美 (2001) 「ケア、正義、自律とパターナリズム」中山将、高橋隆雄編『ケア論の射程』九州大学出版会。
- 中村剛 (2008) 『福祉哲学の構想』(株)みらい。
- Orme, J. (2002) "Social Work: Gender, Care and Justice", *British Journal of Social Work*, 32, pp.815-830.
- 齋藤真緒 (2003) 「『ケア』をめぐるアポリア —『ケア』の理論的系譜」『立命館人間科学研究』5, pp.199-

210。

佐藤義之（2000）『レヴィナスの倫理』勁草書房。

品川哲彦（2007）『正義と境を接するもの—責任という原理とケアの倫理』ナカニシヤ出版。

Rossiter, A. (2011) "Unsettled Social Work", *British Journal of Social Work*, 41, pp.980-995.

Justice as responsibility to begin the ethics: Lévinasian ethics and social work

Akiko Kojima

Osaka Prefecture University

Abstract

This paper examines Lévinas's ethics critically to show how can be applied to social work. Lévinas considered the responsibility to respond to the summons by the Other foundation of justice, from which he thought the justice in the form of law/rights would be derived. The idea of justice in the form of law/rights cannot enter anyone's mind without the presence of 'Third party'. In Lévinas's view on the ethical origins of justice, the responsibility to respond is the origin of justice. After examining Lévinas's thoughts on justice came to disagree with his theory. That is, law/rights cannot be deduced from the responsibility to respond. However, Lévinas's writings offer rich inspiration when analyzing ethical judgments in social work. Lévinas's view on justice is not logically correct, but there is a close relationship between the responsibility and the justice in social work practice. This paper has clarified the following; the idea of Lévinasian ethics that the responsibility to respond is the origin of justice, when we consider for ethical judgments of social work, is worthy of note. And it has found out that these two different kinds of justice are unified in the ethical judgments in social work.

Key Words: Lévinas, ethics, Other, justice, social work